

華誠の知的財産権ニュースレター



2018年9月 第十八期

目次

政策法規

知財局の英語名を変更し、SIPO から CNIPA に	2
『特許代理条列（修正草案）』が国務院常務会議を通過	2
輸入博覧会で知的財産権の司法保障を強化、上海高院が「意見」を公布	2

知的財産権

国家知識産権局が初めて欧州連合の国の原産地地理的表示保護申請を受理	2
第25回図書博覧会で中外著作権貿易協議、5678項を達成	2
2018年上半期、中国の知的財産権使用料の輸出額が約27億ドル、輸入額が約192億ドルに	3

特許

2018年上半期の特許や商標などの重要な作業に関する統計データ、国家知識産権局が公布	3
--	---



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

政策法規

知財局の英語名を変更し、SIPO から CNIPA に

2018年8月28日、中央の承認を経て、国家知識産権局の英語名の略称は元の「SIPO」から「CNIPA」、即ち「China National Intellectual Property Administration」の略称へと変更された。

(新華網より)

『特許代理条例（修正草案）』が国務院常務会議を通過

2018年9月6日、『特許代理条例（修正草案）』は国務院常務会議を通過した。中国は特許代理機関の組織タイプを増やすこととなり、「特許代理人」を「特許代理師」に変更すると共に全面的な規範化を行い、法規の改正を通じて、特許代理行為を規範化し、特許代理援助制度も明確に規定する。

(新華網より)

輸入博覧会で知的財産権の司法保障を強化、上海高院が「意見」を公布

中国国際輸入博覧会が2018年11月に上海で開催される。先ごろ、上海高級人民法院が『中国国際輸入博覧会における役務の保障に関する若干の意見』及び『知的財産権の審判強化による中国国際輸入博覧会における役務の保障に関する実施意見』を公布した。法に基づき、知的財産権の司法的保障のニーズに応え、輸入博覧会に関わる知的財産権の司法保護を強化する。

(上海高級人民法院より)

知的財産権

国家知識産権局が初めて欧州連合の国の原産地地理的表示保護申請を受理

このほど、国家知識産権局は、中欧地理的表示合作・保護協定折衝フレームの項目における関連の手配に基づき、欧州連合委員会の推薦を受けて、チェコブドヴァイス (Budweis) ビールやジェネヴァー (Genever) などの2つの欧州連合製品の地理的表示保護申請を受理し、許可した。また、この2つの欧州連合製品の産地の範囲と品質への要求も公布した。

(国家知識産権局より)

第25回図書博覧会で中外著作権貿易協議、5678項を達成

8月26日、第25回北京国際図書博覧会及び第16回北京国際ブックフェアにおいて、合計5678項の中外著作権貿易協定がまとまった。その中で各種著作権の輸出と協力出版の意向及び協議は3610項、導入意向と協議は2068項とまり、輸出入比は1:1.74となった。

(中国知識産権報より)

知的財産権

2018 年上半期、中国の知的財産権使用料の輸出額が約 27 億ドル、輸入額が約 192 億ドルに

国家外貨管理局が提供した最新のデータによると、2018 年上半期に、わが国の知的財産権使用料貿易総額は 220.05 億ドルとなったことが明らかになった。その中で、知的財産使用料の輸出額は 27.37 億ドル、知的財産権使用料の輸入額は 192.68 億ドルであった。上半期には、中国の知的財産権使用料の逆差は 165.31 億ドルとなり、主にドイツ、日本、アメリカにて中国の知的財産権使用料貿易の逆差が発生した。逆差額はそれぞれ 31.27 億ドル、29.32 億ドルと 24.6 億ドルで、すべての逆差額の 51.5 % を占めている。
(国家知識産権局より)

特許

2018 年上半期の特許や商標などの重要な作業に関する統計データ、国家知識産権局が公布

2018 年上半期までの中国の知的財産権類の主要なデータは下記の通り。

発明特許 (単位：万件)					
出願	授権	国内授権		国内保有数	保有数 / 万人
75.1	21.7	17.1		147.5	10.6
		職務発明	非職務発明		
		15.9	1.2		
PCT 国際特許					
国内出願の受理	出願が 100 件以上の企業	出願が千件以上の企業	出願が 500 件超えの省 (区、市)		
2.16	17 社	3 社	7 つ		
備考	出願が千件を超える企業：				
	ファーウェイ技術有限公司、平安科技 (深圳) 有限公司、京東科技集团股份有限公司				
	出願が 500 件を超える城市				
	広東	北京	江蘇	上海	山東
1.07 万件	2,800 件	2,200 件	1,000 件	800 件	800 件
商標					
審査協作中心	受理窓口	累計出願件数	登記	有効登記	マドリード登記
6 個	123 個	3,142. 万件	1,939.5 万件	1,680.7 万件	2,228
備考	登記審査期間が 8 ヶ月から約 7 ヶ月に短縮				マドリード同盟第三位
特許行政法執行					
調査総件数	特許紛争	権利侵害紛争	特許偽造	違法商標	案件の価値
1.99 万件	1.24 万件	1.21 万件	7,541 件	1.36 万件	> 2.1 億元

(国家知識産権局より)